

四国地方整備局総合評価委員会規則

(目的)

第1条 四国地方整備局長（以下「局長」という。）は、四国地方整備局等が総合評価方式による工事の発注および総合評価方式、プロポーザル方式による建設コンサルタント業務等の発注を行うに当たり、技術提案の審査又は評価が中立かつ公正に行われるよう、次に掲げる事項について、円滑かつ効果的に学識経験者より意見を聴取するため、四国地方整備局総合評価委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

- 一 総合評価方式およびプロポーザル方式の実施方針に関すること。
 - 二 複数の工事または建設コンサルタント業務等に共通する評価方法に関すること。
 - 三 個別工事、個別建設コンサルタント業務等の評価方法や落札者の決定方法に関すること。
- 2 局長は、四国内での総合評価方式の推進、普及のための施策のあり方について、委員会から意見を聴取することができる。

(委員)

第2条 委員会の委員には、局長が委嘱する別表に掲げる者をもってあてる。

- 2 委員の任期は2年とする。ただし、委員の再任を妨げない。
- 3 委員の氏名及び職業は、公表する。

(委員長)

第3条 委員長は、委員の互選により選出する。

- 2 委員長は、会務を総括し、委員会を代表する。
- 3 委員長に事故等があるときは、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(小委員会)

第4条 委員会に、四国地方整備局総合評価本局小委員会（以下「本局小委員会」という。）及び四国の各県ごとの四国地方整備局総合評価地域小委員会（以下「地域小委員会」という。）を設置する。

- 2 局長は、委員長が必要と認める場合は、第1条第1項第2号に掲げる事項について、本局小委員会より意見を聴取する。
- 3 局長は、本官契約の工事および建設コンサルタント業務等に係る第1条第1項第3号に掲げる事項について、本局小委員会より意見を聴取する。
- 4 局長は、必要に応じ、分任官契約の工事および建設コンサルタント業務等に係る第1条第1項第3号に掲げる事項について、本局小委員会より意見を聴取することができる。
- 5 局長は、四国地方整備局管内の地方自治体が発注する工事に係る第1条第1項第3号に掲げる事項について、当該工事を発注する地方自治体の長の要請に基づき、本局小委員会より意見を聴取することができる。ただし、第7項の規

定に基づき、地域小委員会より意見を聴取する場合を除く。

- 6 事務所長及び管理所長（以下「事務所長等」という。）は、分任官契約の工事および建設コンサルタント業務等に係る第1条第1項第2号及び第3号に掲げる事項について、地域小委員会より意見を聴取する。
- 7 事務所長等は、四国地方整備局管内の地方自治体が発注する工事に係る第1条第1項第3号に掲げる事項について、当該工事を発注する地方自治体の長の要請に基づき、当該地方自治体の存する県の地域小委員会より意見を聴取することができる。
- 8 この規則に定めのない本局小委員会及び地域小委員会の運営に関する事項は、別に定める。

（委員会等の開催）

第5条 委員会及び前条第2項に基づき意見を聴取するための本局小委員会は、委員長の要請に基づき局長が招集する。

- 2 本局小委員会（前項に規定するものを除く。）にあっては局長が、地域小委員会にあっては事務所長等が招集する。
- 3 委員会は、原則として年2回開催する。
- 4 委員会は、委員の2分の1以上の出席をもって成立する。
- 5 本局小委員会及び地域小委員会は、原則として2月に1回開催する。

（委員の除斥）

第6条 委員会、本局小委員会及び地域小委員会（以下「委員会等」という。）の委員は、第1条第1項第2号又は第3号の事務に関しては、自己又は3親等以内の親族の利害に関係のある議事に加わることができない。

（秘密を守る義務）

第7条 委員は、委員会等で知り得た技術提案の内容又は評価内容等の秘密を他に漏らしてはならない。委員の職を退いた後も同様とする。

（委員会等の運営）

第8条 委員会等は、原則として非公開とする。ただし、委員会等の開催の結果の概要は、速やかに公表する。

- 2 委員会及び本局小委員会の事務は、当該対象工事に関係する部の協力を得て、企画部及び港湾空港部においてこれにあたる。
- 3 地域小委員会の事務は、当該対象工事に関係する事務所の協力を得て、徳島河川国道事務所、香川河川国道事務所、松山河川国道事務所、大洲河川国道事務所又は土佐国道事務所においてこれにあたる。
- 4 この規則に定めのない事項について、必要が生じた場合には、委員会で定める。

別表

第2条第1項の委員

氏名	職業	備考
伊福 誠	愛媛大学大学院教授（工学）	
松島 学	香川大学教授（工学）	
高塚 創	香川大学大学院教授（経済）	
中野公雄	ナカノ事務所代表（元会計検査院）	
中野 晋	徳島大学大学院教授（工学）	
木原 茂	日本政策投資銀行四国支店長（経済界）	
渡邊法美	高知工科大学教授（総合評価方式）	委員長
那須清吾	高知工科大学教授（工学）	
氏家 勲	愛媛大学大学院教授（工学）	

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、平成17年11月1日から施行する。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、平成18年10月3日から施行する。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、平成19年3月27日から施行する。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、平成19年9月14日から施行する。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、平成20年3月10日から施行する。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、平成20年 8月 1日から施行する。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、平成21年 5月25日から施行する。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、平成22年 7月25日から施行する。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、平成23年 7月28日から施行する。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、平成24年 5月 7日から施行する。

四国地方整備局総合評価委員会細則

(趣 旨)

第1条 本細則は、四国地方整備局総合評価委員会規則第4条第8項の規定に基づき、四国地方整備局総合評価委員会細則を定める。

(本局小委員会の組織)

第2条 本局小委員会は、委員会の委員中3名の委員をもって構成する。

2 本局小委員会は、別表第一の組み合わせによる輪番を基本とするが、局長の要請に基づき輪番以外の委員も出席できる。

3 本局小委員会は、2名以上の委員の出席をもって成立する。

(地域小委員会の組織)

第3条 地域小委員会の委員は、別表第二左欄に掲げる地域ごとに、それぞれ局長が委嘱する同表中欄に掲げる者をもってあてる。

2 地域小委員会は、2名以上の委員の出席をもって成立する。

3 委員の任期は2年とする。ただし、委員の再任を妨げない。

4 委員の氏名及び職業は、公表する。

(業務分会)

第4条 本局小委員会及び地域小委員会に業務分会を設置し、建設コンサルタント業務等に係る四国地方整備局総合評価委員会規則第1条第1項第3号に掲げる事項について、意見を聴取する。

2 業務分会は、本局小委員会及び地域小委員会の委員中2名の委員をもって構成する。

3 業務分会は、別表第一及び別表第二の組み合わせによる輪番を基本とするが、本局小委員会においては局長の要請、地域小委員会においては事務所長等の要請に基づき輪番以外の委員も出席できる。

4 業務分会は、2名以上の委員の出席をもって成立する。

5 業務分会は、原則として1月に1回開催する。なお、本局小委員会及び地域小委員会で、意見を聴取することもできる。

(雑 則)

第5条 この細則に定めのない事項について、必要が生じた場合には、委員会で定める。

別表第一

第2条第2項の組合せ

組合せ	氏名	職	業
第1組	高塚 創	香川大学大学院教授（経済）	
	中野 晋	徳島大学大学院教授（工学）	
	那須清吾	高知工科大学教授（工学）	
第2組	中野公雄	ナカノ事務所代表（元会計検査院）	
	伊福 誠	愛媛大学大学院教授（工学）	
	氏家 勲	愛媛大学大学院教授（工学）	
第3組	木原 茂	日本政策投資銀行四国支店長（経済界）	
	松島 学	香川大学教授（工学）	
	渡邊法美	高知工科大学教授（総合評価方式）	

別表第二

第3条第1項の委員

県名	氏名	職	業
徳島県	上田隆雄	徳島大学大学院准教授（工学）	
	長尾文明	徳島大学大学院教授（工学）	
	中野 晋	徳島大学大学院教授（工学）	
	中村昌宏	徳島文理大学教授（経済）	
	滑川 達	徳島大学大学院准教授（工学）	
香川県	石塚正秀	香川大学准教授（工学）	
	末永慶寛	香川大学准教授（工学）	
	吉田秀典	香川大学教授（工学）	
	増田拓朗	香川大学教授（工学）	
	松島 学	香川大学教授（工学）	
	長谷川修一	香川大学教授（工学）	
愛媛県	伊福 誠	愛媛大学大学院教授（工学）	
	氏家 勲	愛媛大学大学院教授（工学）	
	大賀水田生	愛媛大学大学院教授（工学）	
	岡村未対	愛媛大学大学院准教授（工学）	
	倉内慎也	愛媛大学大学院講師（工学）	
	森脇 亮	愛媛大学大学院准教授（工学）	
高知県	大年邦雄	高知大学教授（工学）	
	笹原克夫	高知大学教授（工学）	
	寺田幸博	高知工業高等専門学校教授（工学）	
	五艘隆志	高知工科大学准教授（工学）	
	竹内光生	高知工業高等専門学校教授（工学）	
	渡邊法美	高知工科大学教授（総合評価方式）	

附 則

(施行期日)

- 1 本細則は、平成17年11月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 本細則は、平成18年10月3日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 本細則は、平成19年3月27日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 本細則は、平成19年9月14日から施行する。

(施行期日)

- 1 本細則は、平成20年 8月 1日から施行する。

(施行期日)

- 1 本細則は、平成21年 5月25日から施行する。

(施行期日)

- 1 本細則は、平成22年 7月25日から施行する。

(施行期日)

- 1 本細則は、平成23年 7月28日から施行する。

(施行期日)

- 1 本細則は、平成24年 5月 7日から施行する。